

# // 塩尻市消費生活センターだより

令和元年11月発行

第4号



当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。



## 大手企業を装うフィッシング詐欺メールに注意 !!

フィッシング詐欺とは・・・

大手運送会社、携帯電話会社、銀行など有名企業を装ったメールを送信し、偽装されたURLをクリックさせることで、個人情報を不正に取得しようとするオンライン詐欺のことです。

### 相談事例

契約している携帯会社からのメールだと思い、指示されたURLをタップし、IDとパスワード等を入力したところ、他人にキャリア決済\*やクレジットカードが使われてしまった。

### ひとことアドバイス

- ① メール等の画面のURLはクリックしない。
- ② IDやパスワードを入力するウェブサイトは、正規のサイトかどうか確認する。
- ③ IDやパスワードの使い回しはしない。
- ④ 万一、不正利用されてしまったら、携帯電話会社、警察、消費生活センターに連絡・相談してください。



「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。」などのメールもあります。

偽のウェブサイトです。  
絶対にタップしないでください。

\* キャリア決済とは大手携帯電話会社が提供するサービスのことです。ID、パスワード、暗証番号を入力するだけで簡単に支払いできるサービスです。月々の携帯電話の利用料金とまとめて支払いができるため人気が高い決済手段です。



## 湯たんぽによる低温やけどに注意 !!

金属製の湯たんぽをタオルなどで3重に巻いて足の下に置いて就寝していたら、足がひりひりしてやけどしていた。



低温やけどは、心地よく感じる程度の温度のものでも、皮膚の同じ部分に長時間接触することで発生します。湯たんぽの種類に関わらず発生するおそれがあり、状況によっては重症化することもあるので、注意してください。

### 塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280(代)内線1129

相談日時：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

い や や  
1 88 土・日・祝日  
も相談できます。